

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- …（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 平成二十六年東京都告示第三百十八号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五條の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部改正……………（環境局気候変動対策部計画課）…
- 平成二十六年東京都告示第三百十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五條の二第六項第二号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部改正……………（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…
- 知事指定薬物の指定……………（保健医療局健康安全部業務課）…
- 特定非営利活動法人の認定……………

告示

●東京都告示第三十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

図書類

| 指定番号 | 種類 | 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 | 指定理由 |
|------|----|------------------------------|-----------------------------------|
| 四三四八 | 書籍 | 抱いてください、冬己さん。 株式会社 VIVION | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。 |

●東京都告示第三十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八條第一項の規定に基づき新小岩駅南口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次の

ように告示する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

新小岩駅南口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年十一月十八日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

葛飾区新小岩一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

葛飾区新小岩一丁目五十一番十七号第一スゴビル二階A号室

五 変更の内容

令和四年十一月十八日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年一月十九日

●東京都告示第三十六号

平成二十六年東京都告示第三百十八号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五條の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

第一の表五の項中「、又は中止され」及び「の概要」を削り、同表に次のように加える。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

| | | |
|---|------------------|----------|
| 六 | 規則第十三条の五の八第一項第一号 | 建築物環境報告書 |
|---|------------------|----------|

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都告示第三十七号

平成二十六年東京都告示第三百十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五条の二十六第二項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間等）の一部を次のように改正する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

第一の表二の項中「第八条の八第二項第一号」を「第八条の六第二項第一号」に、「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同表四の項中「第八条の十六第二項第一号」を「第八条の十七第二項第一号」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項中「第八条の十二第二項第一号」を「第八条の十三第二項第一号」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---------------|----------------|
| 三 | 規則第八条の九第二項第一号 | 特定開発区域等脱炭素化報告書 |
|---|---------------|----------------|

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都告示第三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

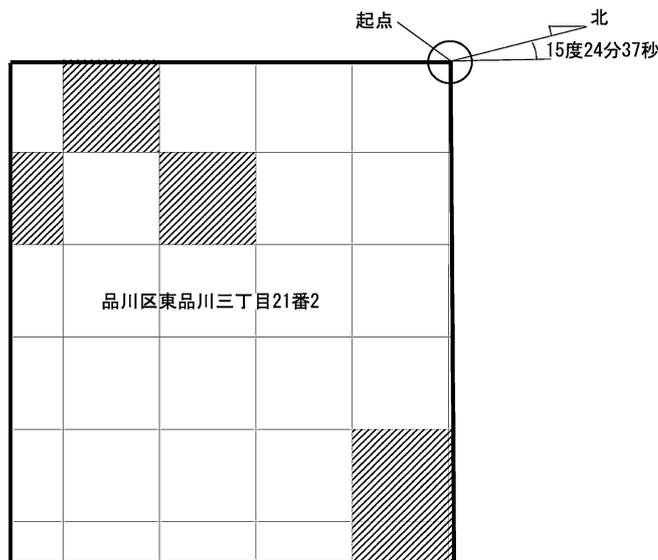
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、品川区東品川三丁目21番2の最北端とする。

【格子の回転角度 15度24分37秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

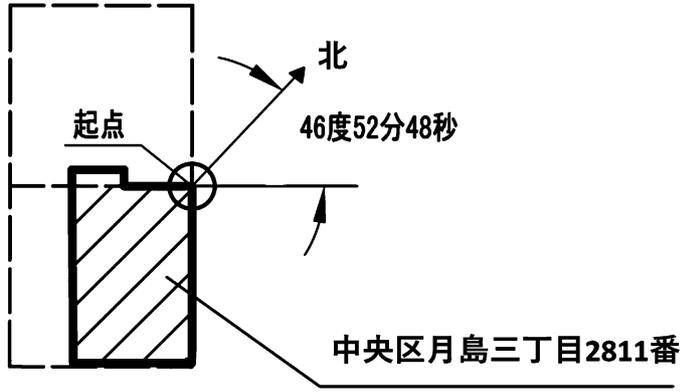
令和六年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区月島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、中央区月島三丁目2811番の最北端とする。

【格子の回転角度（46度52分48秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十号

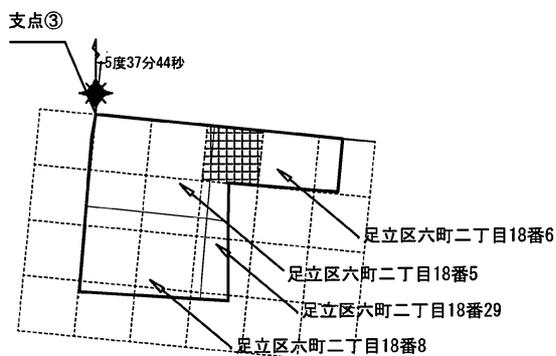
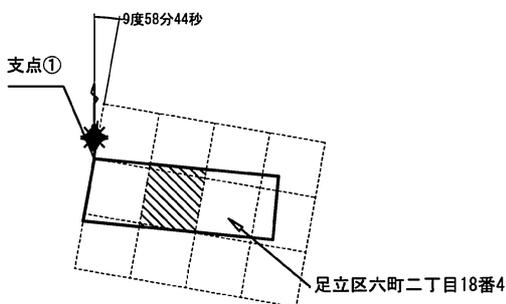
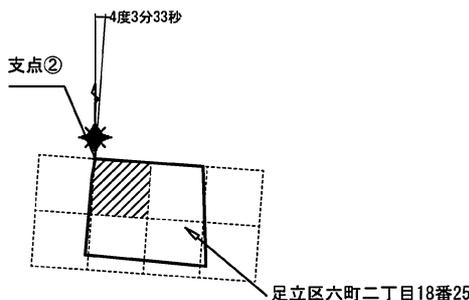
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第5号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第334号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線

【支点】

支点①は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
 支点②は、足立区六町二丁目18番25の最北端とする。
 支点③は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点①は、9度58分44秒(足立区六町二丁目18番4)
 支点②は、4度3分33秒(足立区六町二丁目18番25)
 支点③は、5度37分44秒(足立区六町二丁目18番5)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和六年一月二十日

【別表】

| | 化学名 | 通称名 |
|-----|---|-----------------------|
| (1) | 2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類 | HXE、 Hydroxetamine |
| (2) | N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類 | 4-HO-EPT |
| (3) | エチル=3, 3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)ブタノアート及びその塩類 | EDMB-PINACA |

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人高卒支援会

二 代表者の氏名

竹村 聡志

三 主たる事務所の所在地

新宿区北新宿二丁目二十九番十四号 ルックハイツ北

新宿壹番館四〇三

四 認定の有効期間

令和五年十一月十四日から令和十年十一月十三日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小池百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 令和五年九月十四日千代田区告示第百号

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| <p>区計画 六番町偶数番 地地区地区計 画</p> <p>東京都市計画地 区計画</p> <p>外神田一丁目 南部地区地区 計画</p> <p>東京都市計画特 定街区</p> <p>八重洲二丁目 南特定街区</p> <p>東京都市計画地 区計画</p> <p>三田五丁目西 地区地区計画</p> <p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p> <p>三田五丁目西 地区第一種市 街地再開発事 業</p> <p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p> <p>中野四丁目新 北口駅前地区 第一種市街地 再開発事業</p> <p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p> | <p>南小岩七丁目 駅前地区第一 種市街地再開 発事業</p> <p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p> <p>船堀四丁目地 区第一種市街 地再開発事業</p> <p>東京都市計画一 団地の都市安全 確保拠点施設</p> <p>船堀四丁目地 区一団地の都 市安全確保拠 点施設</p> <p>東京都市計画景 観地区</p> <p>船堀四丁目付 近景観地区</p> <p>東京都市計画駐 車場</p> <p>江戸川第十二 号小岩駅南第 二自転車駐車 場</p> <p>昭島都市計画地 区計画</p> <p>中神駅北側地 区地区計画</p> <p>縦覧場所</p> | <p>令和五年十月十三日千代田区告示第百九 号</p> <p>令和五年十月二十七日中央区告示第二百 八十号</p> <p>令和五年十月十日港区告示第三百四十七 号</p> <p>令和五年十月十日港区告示第三百四十八 号</p> <p>令和五年十一月十五日中野区告示第百十 八号</p> <p>令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十号</p> <p>令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十号</p> <p>令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十号</p> <p>令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十号</p> <p>令和五年十月十日昭島市告示第百九十二 号</p> <p>令和五年八月四日昭島市告示第百九十二 号</p> | <p>東京都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)</p> | <p>東京都市計画第 一種市街地再開 発事業</p> <p>令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十号</p> |
| <p>都市計画の図書の縦覧について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第 二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。</p> <p>令和六年一月十九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>都市計画の種類 都市計画の変更の告示</p> <p>東京都市計画駐 車場 令和五年九月八日港区告示第三百二十六 号</p> <p>第三十三号浜 松町駐車場 令和五年九月八日港区告示第三百二十七 号</p> <p>東京都市計画地 域冷暖房施設 令和五年九月八日港区告示第三百二十七 号</p> <p>赤坂地区地域 冷暖房施設 令和五年九月八日港区告示第三百二十七 号</p> <p>東京都市計画高 度利用地区 令和五年十月十日港区告示第三百四十九 号</p> <p>東京都市計画高 度地区 令和五年十月十日港区告示第三百五十号</p> <p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 令和五年十月十日港区告示第三百五十一 号</p> <p>東京都市計画地 区計画 令和五年三月九日品川区告示第九十二号</p> <p>西大井駅周辺 地区地区計画 令和五年三月九日品川区告示第九十三号</p> <p>東京都市計画地 区計画 令和五年三月九日品川区告示第九十三号</p> <p>西五反田三丁 目地区地区計 画</p> | | | | |

| | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 高野台一丁目 地区地区計画 | 令和五年十月十日練馬区告示第四百九十 九号 | 昭島都市計画特 別用途地区 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画緑 地 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十八 号 |
| 東京都市計画高 度地区 | 令和五年十月十日練馬区告示第五百号 | 昭島都市計画高 度利用地区 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画緑 地 第三号武蔵緑 地 | 令和五年十月二十日調布市告示第四百八 十九号 |
| 東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 | 令和五年十一月六日足立区告示第五百四 号 | 昭島都市計画生 産緑地地区 | 令和五年十一月二十四日三鷹市告示第三 百二十二号 | 調布都市計画生 産緑地地区 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十一号 |
| 東京都市計画生 産緑地地区 | 令和五年十月二十日葛飾区告示第四百四 十一号 | 昭島都市計画土 地区画整理事業 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十一 号 | 町田都市計画道 路 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十一号 |
| 東京都市計画地 区計画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 中神土地地区画 整理事業 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十三 号 | 三・四・十一 号停車場成瀬 線 | |
| JR小岩駅周 辺地区地区計 画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画地 区計画 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十四 号 | 町田都市計画道 路 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十一号 |
| 東京都市計画景 観地区 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 立川基地跡地 昭島地区地区 計画 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十五 号 | 三・四・三十 四号本町田金 森線 | |
| JR小岩駅周 辺景観地区 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画用 途地域 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十六 号 | 町田都市計画用 途地域 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十二号 |
| 東京都市計画地 区計画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画防 火地域及び準防 火地域 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 町田都市計画高 度地区 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十三号 |
| 船堀駅周辺地 区地区計画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画公 園 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 町田都市計画防 火地域及び準防 火地域 | 令和五年十一月十日町田市告示第二百四 十四号 |
| 東京都市計画地 区計画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 第二・二・四 号新畑公園 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 小金井都市計画 生産緑地地区 | 令和五年十一月二十七日小金井市告示第 二百三十四号 |
| 船堀駅周辺第 三地区地区計 画 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画公 園 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 東村山都市計画 生産緑地地区 | 令和五年十一月二十日五東村山市告示第 二百八十号 |
| 東京都市計画高 度地区 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 第八号武蔵公 園 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 福生都市計画生 産緑地地区 | 令和五年十月三十一日福生市告示第七 十四号 |
| 東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 | 令和五年十月十日江戸川区告示第七百四 十一号 | 昭島都市計画公 園 | 令和五年八月四日昭島市告示第九十七 号 | 縦覧場所 | 東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側) |

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
る。

令和六年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 パシオス多摩境店

二 店舗所在地 町田市小山ヶ丘四丁目三番地五

三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

四 店舗面積の合計 令和五年八月二十七日
が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 cocoti

二 店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十三番一号

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和六年一月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和六年一月十九日から同年二月十九日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

